

事 務 連 絡  
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

文部科学省共済組合  
各支部事務担当者 殿

文部科学省共済組合本部

被扶養者に株等の譲渡収入がある場合の取扱いについて

被扶養者の収入の判断基準について、統一的な取扱い基準を周知いたします。  
平成 2 7 年 1 月 1 日以降は、下記のとおり事務処理願います。

記

- 1 今回の通知における株等とは株、投資信託、債券（国債、外債等）、F X（外国為替証拠金取引）等（以下「株等」という。）を示しており、いわゆる資産運用に係るもので恒常的収入がある（見込まれる）ものが対象である。
- 2 今回の通知における株等の譲渡収入とは譲渡収入＝譲渡価額－取得価額のことである。
- 3 譲渡収入のある被扶養者の認定については、事業所得と同様に扱う。  
株等の譲渡収入については、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間で判断することとする。  
譲渡収入が認定基準年額（※）以上であった場合、翌年の 1 月 1 日より被扶養者の要件を欠く。  
※年額 130 万円、ただしその者の所得が全部または一部が公的年金等の場合は 180 万円

- 4 譲渡収入の確認方法については以下のとおりとする。
  - ① 確定申告を行っている場合  
所得額証明書及びその内容のわかるもの（確定申告及びその付票等）
  - ② 確定申告が原則免除のもの  
（特定口座を保有し、源泉徴収口座を選択した場合ほか）  
所得額証明書  
年間取引報告書等の一年間の取引のわかるもの  
上記書類だけでは、内容が不明の際には、上記以外にも内容の確認できる書類を徴する必要がある。
  
- 5 新規認定対象者については、認定しようとする前年の譲渡収入により認定の可否を行う。
  
- 6 株等の譲渡収入等が認定基準年額を超過したため、被扶養者としての要件を欠いた者を再認定する時は、認定取消日以降の翌年に収入が認定基準年額を超過しなかった場合に、申告書受理日に再認定するものとする。  
ただし、再認定日以降の翌年の確定申告時に譲渡収入等が認定基準年額を超過していた場合には、再認定時まで遡って取り消すものとする。  
再認定時に、組合員から念書（申出書）を徴しておくこと。（別紙参照）
  
- 7 相続した株等を一度にすべて売却した時のみ、一時的な所得とする。
  
- 8 株等を保有し続けている場合については、その取引回数に関係なく恒常的な収入とする。
  
- 9 株等の譲渡収入と他の収入がある場合は、それぞれの収入を合算したものを被扶養者の認定基準年額とするが、株等の譲渡収入がマイナスとなった場合については、他の収入に当該株等の譲渡収入のマイナス部分の計上を行わない。したがって、当年度の株等の譲渡収入がマイナスの場合には、収入「0」として取り扱う。
  
- 10 繰越損失金の取扱については当年よりも前の損金であるため考慮しない。  
あくまで当年の譲渡収入で判断する。